

公の施設に関する使用料の設定基準

基準の運用方針について

1. 新使用料の移行にあたっては、「受益者負担の原則」に基づき、市民の理解を得ながら、経費節減を図った上で、当設定基準をもとに使用料の見直しを行う。
2. 使用料の改定は、利用者に過度の負担が生じることが考えられることから、改定限度額は現行使用料の 1.5 倍を超えない額を目安とする。
3. 利用率の低下を招くおそれがある場合や類似施設における設定金額と均衡がとれない場合は、改定額を調整することで適切な使用料を算出する。

平成 24 年 10 月

静岡市

目 次

I 使用料に関する設定基準の基本方針

- 1 使用料の設定基準の必要性
- 2 受益者負担の基本的な考え方
- 3 コスト縮減の取組
- 4 設定基準の適用時期

II 使用料の算出方法

- 1 使用料の算定の考え方
- 2 使用料の原価に算入する経費
- 3 使用料基準額の算出
- 4 性質別分類と負担割合
- 5 設定基準の適用除外施設
- 6 使用料の改定に係る激変緩和措置

I 使用料に関する設定基準の基本方針

1 使用料の設定基準の必要性

近年、我が国の社会経済情勢の著しい変化に伴い、地方行財政を取り巻く環境も激しく変化しており、厳しい財政状況の中、より一層の市民サービス向上と多様化するニーズに対応するため、市民目線に立った行政サービスを展開しなければなりません。

本市では、これまで、公の施設の使用料は、施設利用者が施設の維持管理経費の一部を賄うことを基本とし、他都市の利用状況や市内類似施設の金額等を参考に概ね3年に一度料金の見直しを実施してまいりましたが、統一的な基準が策定されておりました。

このような状況から、「行財政改革推進大綱」における改革の方向として「受益と負担の明確化」を位置付け、行政サービスに対する「公平性・公正性」を確保するため、使用料の統一的な基準を設定し、見直しを行うこととしました。

2 受益者負担の基本的な考え方

公の施設の使用料は、その施設を利用する対価として徴収されるべきものであり、施設の維持管理・運営に要する経費の負担は、利用する方と利用しない方の均衡を考慮し、「受益者負担の原則」に基づいて設定する必要があります。

現在、多くの施設は、使用料のみで管理・運営することができず、不足する経費については、公費（税金）を充当しているため、利用しない方も間接的に経費を負担していることとなります。

そこで、使用料の設定には、行政サービスとしての必要性を考慮しつつ、利用する方としない方との負担の公平性・公正性を確保するような一定の基準が必要となっています。

3 コスト縮減の取組

施設の使用料は、維持管理に要する経費に基づき算定されることから、管理者は、常にコスト意識を持ち、近隣の類似施設や民間施設とのコスト比較を行うなど、経費の無駄を省くことで、最も効率的で効果的な施設運営を行うこととします。

このため、施設の利用率や稼働率など、現状の利用状況を十分把握した上で、開館日、開館時間、適正な人員配置、業務プロセス及びサービス内容等の見直しを行い、サービスの質を下げることなく、できるだけ利用者に負担がかからないよう低廉な使用料を追求することが重要です。

そして、より低コストで高品質のサービスを利用者に提供できるよう、

P（計画）－D（実施）－C（検証）－A（見直し）のマネジメントサイクルにより継続的に事務事業の見直しに努めるよう取り組むこととします。

4 設定基準の適用時期

使用料の設定基準に基づく新使用料の適用時期は、平成25年4月1日を予定しています。

ただし、使用料の見直しに当たっては、利用者への事前周知を徹底するとともに、説明責任を果たすよう努めることとします。

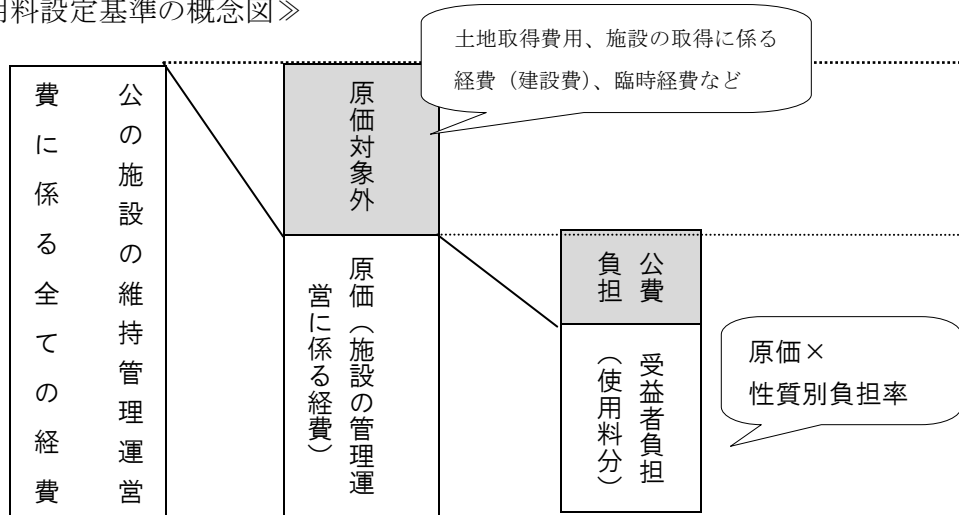
なお、利用者への影響や施行管理運営上の問題等も考えられるため、基準適用に際し、各施設の利用状況等に合わせて、平成26年度までに見直しを行うこととします。

II 使用料の算定の考え方と算出方法

1 使用料の算定の考え方

公の施設の使用料を設定する際には、「受益者負担の原則」と「公平性・公正性の確保」の観点から、市民・利用者の皆様の理解と納得が得られるよう、合理的かつ適正な設定基準とする必要があります。

《使用料設定基準の概念図》



2 使用料の原価に算入する経費

公の施設に係る経費には、施設の建設費（減価償却費含む）や維持管理運営費など、様々な経費があります。このため、使用料の基準を設定する際には、受益者負担のあり方について十分検討し、適正な経費の範囲を定める必要があります。

原価構成費目

費目	内容	
施設の管理運営に係る経費	人件費	受付、許可、使用料の徴収、保守点検等に係る契約事務等
	物件費等	光熱水費、施設・設備の保守点検委託費、修繕費、備消耗品費、通信運搬費等

非原価構成費目

費目	理由
土地取得費用	土地は、原価が将来に渡り資産価値が残ることから適切でない。
施設の取得に係る経費（建設費）	施設は、誰もが利用することができ、受益者となり得る「市民全体の財産」であることから、施設の取得に起因するコストは公費で負担すべきであるため、適切でない。
災害等により要した経費	地震、津波、火災、事故等により発生した経費は、本来の施設管理運営に係る経費とは異なることから適切でない。
特定の個人の便益に要した経費	通常の施設使用以外に開催された教室・セミナー・講座等、特定の個人の便益に要した経費は、受益者のみ発生する経費であり、必要に応じ徴収すべきであるため、適切でない。

3 使用料基準額の算出

使用料は原則として、次の基本的な考え方により算出します。

$$\boxed{\text{使用料}} = \boxed{\text{原価}} \times \boxed{\text{性質別負担割合}} \quad (\text{性質別負担割合はII-4})$$

※1人当たりまたは1室当たりの使用料は、原則として次の式により算出した額です。

① 博物館・動物園・プール等を利用する場合

【算出例】

1人当たりの原価＝原価（施設の管理運営に係る経費） ÷ 年間受益者（利用者）数

$$\boxed{\text{1人当たりの使用料}} = \boxed{\text{1人当たりの原価}} \times \boxed{\text{性質別負担割合}}$$

② 会議室・ホール等（一定区画）の貸室を利用する場合

【算出例】

1㎡当たりの原価＝原価（施設の管理運営に係る経費） ÷ 貸出全体面積 ÷ 年間開館時間

↓

1室当たりの原価＝1㎡当たりの原価×利用面積×利用時間

$$\boxed{\text{1室当たりの使用料}} = \boxed{\text{1室当たりの原価}} \times \boxed{\text{性質別負担割合}}$$

施設全体の共有面積については、各施設面積（1室当たりの原価）に按分することとします。

4 性質別分類と負担割合

行政サービスとして提供する公の施設は、道路・公園・福祉施設など市民に必要な施設であるが、市場原理により民間によるサービスが提供されにくい施設から、温泉・プール・テニスコートの運営など、民間においても同様のサービスを提供している施設まで、幅広く存在しています。

このため、公の施設に関する使用料の基準を設定する際、全ての施設において、一律に受益者負担の原則を適用することは難しいことから、各施設におけるサービスの内容を性質別に分類し、その分類ごとに「公費負担」と「受益者負担」の割合を設定することとします。

(1) 性質別分類

必需性による分類

分類	I	II	III
施設の性質	民間企業において同様のサービスを提供している施設	一定の公益性のもとに特定の受益者の利便を図る施設	市民生活において必要な水準確保や社会的弱者の擁護、教育補完など公共性の高い施設
必需性	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 低い ←————→ 高い </div>		

市場性（収益可能性）による分類

分類	収益性	市場性
A	収益性が全くないか極めて低く民間企業においてサービス提供が困難な施設	低い ↑ ↓ 高い
B	収益性が低く施設の使用料だけでは管理運営費を賄うことが困難な施設	
C	相当の収益性があり施設の使用料をもって管理運営費を賄うことができる施設	

(2) 性質別負担割合（性質別分類によるマトリックス）

市場性 ↑ ↓	小	A	公費 50 受益者 50	公費 75 受益者 25	公費 100 受益者 0
		B	公費 25 受益者 75	公費 50 受益者 50	公費 75 受益者 25
	大	C	公費 0 受益者 100	公費 25 受益者 75	公費 50 受益者 50
			I	II	III
			小 ←	→ 大	
			必需性		

※主な施設の性質別負担割合の分類は別に定めるものとする。

5 設定基準の適用除外施設

公の施設のうち、次に掲げる施設については、本基準の適用を除外します。

(1) 法令等により市が独自に使用料を設定することができない施設

分 類	施 設
使用料を徴収することができない施設	小学校・中学校・図書館
算定方法や受益者負担の基準が定められている施設	公営住宅・障害者（児）通所施設・急病センター
料金統一の観点から、国や県の同種の施設算定方法や受益者負担の基準に準ずる施設	看護専門学校・保育所・高等学校

(2) 独立採算を目指す施設（地方公営企業法を適用する施設）

分 類	施 設
上下水道事業	上下水道施設
病院事業	病院施設

(3) その他

分 類	施 設
特定の市民、団体等に使用させることを想定していない施設	保健福祉センター・防災センター など
当設定基準とは異なる算出方法を用いて使用料を設定することが適当と認められる施設	墓地・納骨堂・農業集落排水施設 など

※ (3) の詳細は別に定めるものとする。

6 使用料の改定に係る激変緩和措置

(1) 使用料の改定限度額

新使用料の移行に当たっては、原則、当設定基準に基づき使用料を設定することとしますが、改定に伴い大幅な増額が生じることで、利用者に過度の負担が生じることが考えられることから、次のように使用料の改定限度額を定めます。

また、使用料の改定については、定期的な検証結果を踏まえた上で、段階的に実施することとします。

① 現行使用料を改定する場合

改定使用料が現行使用料の1.5倍を超えない額を目安とします。

② 新たに使用料を設定する場合

設定基準に基づく使用料が1/2を下回らない額を目安とします。

(2) 設定基準の調整

使用料の改定については、原則、上記(1)①②に記載のとおり、段階的に適用することとしますが、周辺自治体の類似施設より高額となり、利用率の低下を招く恐れがある場合や、現行使用料より低額となることで、民間企業の営利事業を圧迫する場合や類似施設における設定金額と均衡がとれない場合は、改定額を調整することで適正な使用料を算出します。